波切漁港における放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定について

令和7年11月28日 三重県農林水産部水産基盤整備課 三重県伊勢農林水産事務所

平素は、三重県行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

現在、三重県内には、放置されている船舶により、油漏れなどの漁業被害等が懸念されている漁港があり、このような現状を改善するための一環として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項により「放置等禁止区域」及び「放置等禁止物件」を指定することになりましたのでお知らせします。

これにより、みだりに下記の指定物件を捨て、又は放置することが禁止されます。また、これに違反した場合、行政指導等の対象となり、刑罰が科せられることがあります。

記

- 1 放置等禁止区域の範囲 【下図参照】 志摩市大王町波切地先 志摩市大王町波切1-6番地 ほか
- 2 放置等禁止物件の指定

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2)浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3)沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ、浮桟橋等工作物(それぞれ漁業用は除く。)
- 3 適用の日 令和7年12月10日(水)

波切漁港における放置等禁止区域の範囲



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISを利用しています。

【連絡先】

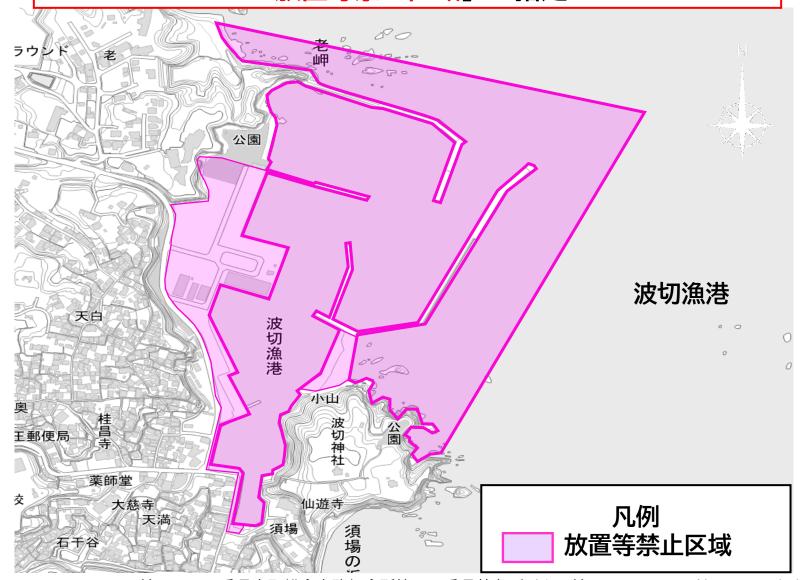
三重県農林水産部水産基盤整備課

電話 059-224-2609

三重県伊勢農林水産事務所水産室

電話 0596-27-5191

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による 「<mark>放置等禁止区域</mark>」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。